

第4回羽生市まちづくり自治基本条例委員会議事録

H27.1.16 市役所2階 201会議室

出席者 (敬称略)	委員 浜本、増田、趙、入江、蜂須、斎藤(隆)、斎藤(淳)、田沼、三枝 (欠席 荒木) 事務局 小菅、佐藤、荒木
	1 開会(午後1時30分) 2 委員長 あいさつ 3 議事 報告書の作成 条例案の確認 4 署名 5 閉会(午後2時25分)
<h2>次第3 議事</h2>	
委員長	それでは、早速ではありますが次第に基づきまして進めさせていただきます。 本日の議題は、最初に報告書の作成とされています。 各委員には第3回委員会の際に「報告書の素案」が配布されているかと存じますが、その際、報告書の内容について意見がある場合は、事務局にその旨を伝えることとなっておりました。 また、その後は市民に対して意見公募を行うこととされていましたが、前回の委員会からちょうど2ヶ月が経ち、また前回の委員会を欠席された委員の方もいらっしゃいましたので、まずは事務局からこれまでの経過を報告いただきてもよろしいですか。
佐藤	それでは、これまでの経過について簡単に報告させていただきます。 昨年9月に発足されました本委員会ですが、途中会議を1回継続したものの、みなさまの御協力をもちまして予定どおり報告書作成までたどりつくことができました。ありがとうございました。 さて、前回パープル羽生の研修室において見直し案の検討をすべて終了し、報告書の素案を委員のみなさまにお配りしたわけでございますが、当該報告書案について、委員のみなさまから内容修正に係る御意見、御指摘はございませんでした。 その後昨年12月1日から19までの間、市内9公民館、市図書館、市民プラザ及び市役所の12施設並びに市ホームページにおいて報告書に対する市民のみなさまからの意見を募集しました。この間3件、意見の「提出方法」について市民の方からお問合せがありましたが、実際の意見の受付けにはいたりませんでした。 したがいまして、みなさまにお渡しました報告書案については、現在のところ修正箇所がないものとして取り扱われております。 事務局としましては、市民のみなさまに意見募集を付し、意見なきものとして扱われたものが、その後内容を変えてしまうのは不適切と考え、羽生市まちづくり自治基本条例委員会の見直しに関する「確定報告書」として取り扱うべきものと考えます。 以上が事務局からの経過報告でございます。よろしくお願いします。
委員長	ありがとうございました。 今の報告をうかがいますと、事務局から提示された報告書の素案に対し、委員の方々か

第4回羽生市まちづくり自治基本条例委員会議事録

H27.1.16 市役所2階 201会議室

らの意見は、特になかったということでございました。

また、その後の全市民に対する意見公募につきましても、同じく意見の公募はなかったとのことでございます。

したがいまして、提示された報告書素案を報告書として市長に提出することとなるわけですが、念のため最終調整としてお聞きいたします。

委員のみなさまから何か御意見はございませんでしょうか。

ありません。

斎藤(隆)

委 員

委 員 長

意見等も出尽くしたようですので、(御意見等もないようですので) ただ今の皆さまのご意見をもとに、報告書を取りまとめたいと存じます。

それでは、確認のため、事務局から報告書(修正)案を朗読してください。

佐 藤

それでは、本日改めてお配りしました「羽生市まちづくり自治基本条例の見直しに関する報告書」を御用意ください。

まず、1ページ目左側、報告に当たってということで記載をさせていただいております。ページの半分以降には、みなさまから御署名をちょうだいしまして、市長に提出したいと考えております。

そして、右側、目次でございます。本報告書は、全5ページで構成され附属資料が2種類、委員名簿と本委員会の運営要綱が添付となっております。

次のページ、1ページをお開きください。「1はじめに」とあります。そして「2 羽生市まちづくり自治基本条例の見直しに対する考え方」ということで、報告にあたっての当委員会の見直しに対する方向性を記載させていただきました。

1ページ真ん中より下の「作業工程」では、本日の内容を含めまして全4回の委員会の会議内容とパブリックコメントの実施について表を掲載させていただいております。

続きまして2ページ目をごらんください。

2ページ目の上から13行目「(3) 各委員の見直しに関する意見の収集及び検討結果」として記載させていただいております。ここからが、本報告書の核となる部分ですので、詳細の要旨を申し上げたいと存じますのでお聞き取りいただきたいと存じます。

今回全部で22の見直し提案を、委員のみなさまからちょうだいしたわけでございますが、特徴のある代表的な意見とその検討結果について掲載をさせていただいております。

まず「① 平易な条文への改正」とことでの御意見をいただきました。提案の趣旨としましては、わかりやすい、文章の流れがよい表現に改めるべきとの意見があつたと思いますが、検討の結果、難解な文章は行政文書ではやむをないとの御意見もいただきました。また、本条例が最高法規という性質上、改正には慎重にならざるをえないということで、今回の審議結果では、5年前の策定委員の意見を尊重することで、平易な文章への改めは見送ったということでございます。

次に「② 基本原則の追加」でございます。

提案の趣旨としましては、第2章の基本原則に「文化芸術振興の原則」を追加すべきとのことでございました。

今回、委員のみなさまからは基本原則の追加という意見は複数いただきましたが、結果

第4回羽生市まちづくり自治条例委員会議事録

H27.1.16 市役所2階 201会議室

といったしましては、「文化芸術の振興」を追加することで市の発展につながるであろうということで採用となっております。

そして、実際の改正方法につきましては、条例第8条に追加するとのことでございました。追加の方法は、市に委ねるとのこととございました、本日このあとみなさまに条例案を確認いただきたいと存じます。

続きまして「市民、議員、市長及び市職員に対する責務の追加」の提案でございます。提案の趣旨としましては、市民、議員、市長及び市職員に責務を追加したらどうかということでしたが、検討の結果では、「市民に対して自助及び共助の実行者になる努め」を条例に追加することを認め、提案を採用することで意見が一致しました。

実際の改正方法は、13条に第4項として条文を追加するということでしたが、本日のあとでの議事におきまして、条例案を御確認いただきたいと存じます。

続きまして「④ 子どもの健全育成強化」でございます。

提案の趣旨でございます。子どもをとりまく諸問題に対し子どもの健全育成強化規定を追加すべきである。とのことでございました。

検討結果です。子どもの健全育成は重要であるが、そのための具体的対応策を理念条例に盛りむことは適さず、また、条例第11条及び第22条の規定により子どもを取り巻く諸問題にも対応できるとの意見もあり、本提案の採用については見送ることといたしました。

最後になります。「⑤ 多文化共生社会の認識」でございます。

提案の趣旨としましては、条例施行から5年が経過し、羽生市のまちの中にも、様々な国籍や人種の人たちが生活する時代を迎えたことから、我々は差別、無視などをすることなく、互いの人の文化や習慣を認め、平和的、友好的な社会を目指すことが必要となってきている。とのことでございました。

検討結果といたしましては、「多文化共生を認識する努め」を条例に追加することを認め、提案を採用することで意見が一致しました。

具体的改正の方法は、国際交流の章における第41条に第2項を追加することとされました、条文案はこのあとみなさまにご確認をいただきたいと存じます。

以上が、御提案いただいた部分についての報告になります。

そして最後に、「(4) 条例の普及啓発」でございます。

こちらにつきましては、条例に対する直接の見直しではございませんが、過去3回の審議の中で度々委員のみなさから話題、御指摘となりました、条例の普及についてを敢えて取り上げさせていただきました。

市といたしましても、市民ひとりひとりに本条例が広報されている、行きとどいているとは自信をもって言うことはできないなということで、今後の課題、目標の意味も込めまして、(4) 条例の普及啓発を報告書に盛り込ませていただきました。

以上が、報告書の核となる資料でございます。

最後の5ページをごらんいただきたいと存じます。

5ページは「まとめ、総括」でございます。

当委員会が計4回の審議の中で気付いたこと、そして本報告書の今後の取り扱われ方に

第4回羽生市まちづくり自治基本条例委員会議事録

H27.1.16 市役所2階 201会議室

対する要望について21行にわたりまして、ここに掲載させていただきました。

以上が報告書の部分になりますて、以下に附属資料としまして2つ、1つはみなさま委員名簿、そして当委員会の運営要綱を添付させていただいております。

特に委員名簿につきましては、みなさまのお名前、そして役職が記載されております。公開されることにつきましては、あらかじめ御了承願います。

以上報告書の要旨ということで説明を終わります。よろしくお願ひします。

委員の皆さま、この内容でよろしいでしょうか？

1つよろしいでしょうか。1ページ目の作業工程の主な会議内容とところに「第1回委員会、第2回委員会」というように会議の回数を入れると、上の文と整合性がとれると思いますが。

そのようにいたします。

それでは、改めて委員にお聞きします。

本委員会は、全4回の委員会及び意見公募の結果をもって、本報告書を市長に提出してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

全委員に賛同していただきましたので、そのように取り扱いさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

続きまして次第に基づきまして条例案の確認にうつりたいと存じます。

事務局の説明を求めます。

それでは、条例案の作成につきまして、事務局から説明をさせていただきます。

過去3回の委員会において、当委員会は3つの条例見直し案を市長に報告することとしました。具体的には①基本原則に「文化・芸術の振興の原則」を追加すること。2つめは市民の責務に「自助及び共助者の実行者になる努め」を追加すること。そして3つめは国際交流に「多文化共生を認識する努め」を追加すること。以上3つについて条例の改正が必要とされ、報告書に盛り込まれております。

一方、具体的な条例の改正文については、「事務局に委ねる」と報告書には盛り込まれておりますが、事務局の考える改正の趣旨と委員みなさまの考える改正の趣旨に差異がある場合は、当委員会の今までの議事が無効になってしまうことから、本日、内容について念のためご確認をいただくものです。

条例案ですので、使用する接続詞や表現は法制執務上必要であるものとして難解な表現にはあらかじめ御理解をいただき、あくまで改正後の文脈、趣旨が、委員みなさまの期待する改正趣旨と同一であるか、この点に着目いただき慎重ご審議をいただきたいと存じます。それでは、まず基本原則に「文化・芸術の振興の原則」を追加することについて改正文を朗読申し上げます。お配りしました新旧対照表のうち1ページ目をご覧ください。

こちらにつきましては、市の活性化・振興には、文化芸術の発展振興が必要であるとの意見をもとに提案をいただきました。具体的な改正方法は、第8条に第8条の2を追加するとの審議結果でございます。それでは条文を朗読させていただきます。

文化芸術振興の原則 第8条の2 市民、議会及び市は、前条に規定する基本原則の理解の下、文化芸術の保全、保護及び振興に努めるものとする。

第4回羽生市まちづくり自治基本条例委員会議事録

H27.1.16 市役所2階 201会議室

	こちらは、第8条の原則を理解しながら、文化・芸術の振興を図っていく趣旨で案文を作っております。
委員長	以上、文化・芸術の振興の原則について、みなさまのご承認をお願いします。
斎藤(隆)	ただいま、事務局より説明がありましたが、各委員には、条例案の内容についてお気づきの点、ご指摘の点等がございましたら、ご意見をいただきたいと思います。
委員	私は、この案文でよろしいかと思います。
趙委員	改正文の中の「理解の下」はいらない気がします。「前条に規定する基本原則の下」とか「基本原則に基づいて」という表現の方がいいと思います。
佐藤	かしこまりました。そのようにいたします。
委員長	他に御意見はございませんか。
	意見等も出尽くしたようですので、ただ今の皆さまのご意見をもとに、条例案を取りまとめておきたいと存じます。それでは、改めてお諮りいたします。本委員会は、ただいまの議事をもって条例案の提言とすることにご異議ございませんでしょうか。
	(異議なしの声)
委員長	全委員に賛同していただきましたので、そのように取り扱いさせていただきます。よろしくお願ひいたします。
	続いて2つめの条例案について事務局の説明を求めます
佐藤	次に、市民の責務に「自助及び共助者の実行者になる努め」を追加することについて改正文を朗読申し上げます。お配りしました新旧対照表のうち2ページ目をご覧ください。こちらにつきましては、まちの防災・減災への積極的関わりをもち、自助力・共助力を高めたい。ということで提案をいただきました。具体的には第13条に第4項を加えることとされました。それではご朗読申し上げます。
	<u>市民の責務 第13条第4項 市民は、自助及び共助の実行者として自分自身を守り、相互に助け合うことによって、常に防災及び減災の実現に努めなければならない。</u>
	提案にありました「自助・共助」という言葉と、防災・減災に努めることを責務として追加する趣旨でございます。
委員長	以上、自助・共助の市民の責務追加について、みなさまのご承認をお願いします。
	ただいま、事務局より説明がありましたが、各委員には、条例案の内容についてお気づきの点、ご指摘の点等がございましたら、ご意見をいただきたいと思います。
斎藤(隆)	何かございますか。
委員	私は、この案文でよろしいかと思います。
委員長	他に御意見はございませんか。
	意見等も出尽くしたようですので、ただ今の皆さまのご意見をもとに、条例案を取りまとめておきたいと存じます。
	それでは、改めてお諮りいたします。本委員会は、ただいまの議事をもって条例案の提言とすることにご異議ございませんでしょうか。
	(異議なしの声)

第4回羽生市まちづくり自治条例委員会議事録

H27.1.16 市役所2階 201会議室

	<p>全委員に賛同していただきましたので、そのように取り扱いさせていただきます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>続いて3つめの条例案について事務局の説明を求めます</p> <p>佐 藤 それでは最後に国際交流に「多文化共生を認識する努め」を追加することについて改正文を朗読申し上げます。お配りしました新旧対照表のうち3ページ目をご覧ください。</p> <p>こちらは、多文化共生社会の考え方を認識する。という御提案のもと採用させていただきました。</p> <p>それでは、第41条の第2項を朗読させていただきます。</p> <p><u>国際交流 第41条 第2項 市民は、多文化共生社会の視点に立ち、互いの文化や習慣に対し敬愛、相互理解及び学び合いの精神を持って、国際交流活動に努めるものとする。</u></p> <p>こちらは、第3回の委員会において採用された御提案でございますが、審議の中では、第41条第1項自体を改正すべきとの御意見もございました。しかしながら、本条例が憲法とう位置づけのため、大々的に内容を変えてしまうのは避けたいこと、また、既存の第1項の主語は「市は」となっており、提案の趣旨の主語は「市民は」となっておりましたので、市民にたいする規定として区別すべく、第2項として追加させていただきました。</p> <p>以上、多文化共生を認識する努めの条文について、みなさまのご承認をお願いします。</p> <p>ただいま、事務局より説明がありましたが、各委員には、条例案の内容についてお気づきの点、ご指摘の点等がございましたら、ご意見をいただきたいと思います。</p> <p>齊藤(隆) 委員 委員長 よろしいでしょうか。基本的には、私はよろしいかと思うんですけども、多文化共生の実現についてということで、もっと一步進んだ条文にした方がよろしいかと思うんですね。まあこれでもいいとは思いますが、もっと能動的に、進んだ表現がよりふさわしいと思います。</p> <p>佐 藤 かしこまりました。</p> <p>委員長 他に何かございますか。</p> <p>意見等も出尽くしたようですので、ただ今の皆さまのご意見をもとに、条例案を取りまとめてみたいと存じます。</p> <p>それでは、改めてお諮りいたします。本委員会は、ただいまの議事をもって条例案の提言とすることにご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ありがとうございます。全委員に賛同していただきましたので、そのように取り扱いさせていただきます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>蜂須委員 1つよろしいでしょうか。署名を拒否するわけではないですが、それをする前に、この報告書を市民にいかに周知するかということが非常に大切だと思うんですね。</p> <p>リーフレットを作つて各家庭に配布するという方法もあるでしょうが、この紙がどれぐらい保管されているかだと思うんです。1回ぽんと紙を配つて終わりじゃなくて、広報を使ってシリーズ化するとか、その辺も考えなくちゃいけないと思います。</p> <p>1回こういうのを決められても市民の方は対応のしようがない。保存している方は非常に少ない。我々のように役目のある人は保存しているでしょうけどね。日常的に目に触れるように変えていくような、そんなことを考えていかなければいけないと思うんですね。</p>
--	--

第4回羽生市まちづくり自治条例委員会議事録

H27.1.16 市役所2階 201会議室

小菅課長	よろしいでしょうか。今回の改定にあたりましては、会議の中でもいろいろ議論がありましたとおり、新しく冊子を作る予定はございません。ただ、市民のみなさまには、今回5年目の節目にこれだけの委員さんに集まつていただいて、長期間審議いただいたこと、条例3つの部分について改正になったことは、広報等を通じて周知したいと考えております。また、改正の結果につきましてもホームページ上で掲載できればと考えております。さらに、すでにある冊子には、改正箇所を折込みまして希望される方に配布をしたいと考えております。そして、次の5年後、10年目になるわけですけれども、そのときに改めて新しく冊子を作り直すか、その点を審議していただこうと考えておりますのでよろしくお願ひします。
蜂須委員	まあ、改めたものは作り直さなくてもいいですけれども、ある意味これ（冊子）を発行したあと羽生市に住み始めた人もいると思うんですね。 3、4年前から住み始めた人は、どうやってもないわけですね。 それで、ホームページで見てくださいって言われても、ここにいる方は見るかもしれないですけれど、我々が思っている以上に、ホームページを見ている人って少ないと思うんですね。羽生市から流れるニュースとしてきちんと流した方がいいと思うんです。まあこれは要望ですけれども。
小菅課長	はい。
委員長	ぜひ、そういうことに配慮していただき、羽生市の基本ということで、裾野を広げてね。これを作つて自己満足つことじゃなくね。 それでは、そういうところも考えながら取り組んでいただき、また、報告書も変更点を変えて頂くようお願いします。
<h3>次第4 署名</h3>	
佐藤	次に 次第4 署名 でございます。こちらは、報告書への署名ということになるかと存じます。事務局から説明をお願いします。 それでは、趙先生からご指摘いただいた部分につきましては、このあと変更させていただきますので、それ以外の部分につきましては、ご承認をいただいたということでこれから委員のみなさまから御署名を頂戴したいと思います。 なお、本日御欠席の荒木副委員長におかれましては、本日の議決内容についてあらかじめ御同意をいただきておりますことから、署名についても徵取済みでありますことを申添えます。それでは、名簿順に基づきまして委員長から順に御署名をお願いします。 (署名徵取)
委員長	全委員の方から署名をいただきました。誠にありがとうございました。 みなさまおつかれさまでした。このあと、委員会を代表しまして、私が市長に報告書を提出させていただきます。
佐藤	そのほか、委員の皆さまより何かご意見等、あるいは事務局より連絡等がございますか。 事務局から1件今後のスケジュールについて補足の御連絡を申し上げます。 このあと、市長室において、本委員会を代表し、入江委員長から市長に対し報告書を提

第4回羽生市まちづくり自治基本条例委員会議事録

H27.1.16 市役所2階 201会議室

出していきます。

みなさまにおかれましては、同席していただく必要はございませんが、報告書の提出をもって、委員としての任期は終了とさせていただきます。おつかれさまでした。

また、実際の条例改正につきましては、本日みなさまに御審議していただいた改正条例案を基に、羽生市例規審査会に2月6日付議させていただきます。

その後3月定例市議会に上程し、市議会の可決をいただいた暁には、みなさまの意見が組み込まれた第2次羽生市まちづくり自治基本条例が、平成27年4月1日から施行となる運びです。

また、施行後は、改正条例について市民への告知を行うため、市ホームページ、市広報、市内公民館等を通じて情報を公開させていただく予定でございます。よろしくお願ひします。

委員長 皆さま、ほかに何かございますか。

増田委員 蜂須議員さんからもありましたけれども、最後に追加いただいたことがありがたかったなと思います。

あと、次回冊子を印刷する場合は、「保存版」とかを印字すると、少しは保存していただけの方が増えるんじゃないかなあと思います。

部数的な問題もあるでしょうけど、小学校6年生の社会科、中学校3年生の公民や高校3年生の公民とかでも利用していただけるものであれば、次世代を育成するという意味で活用していかなければなあと思います。少しでもこの冊子に触れる機会を増やしていただけたらと思います。

委員長 そのほか何かございますか。

これ（冊子）って全戸配布だったんですか。

小菅課長 最初のときは全戸配布だったんですよね。

今回は5年目の見直しということで、一部の修正が入ったわけですけれども、このあと5年目の区切りのときに考えていただいて、今回は、小分けしながらでも、広報などを通じて扱っていこうかと考えております。

また、ホームページの方は、全文が載ってもお金もかかりませんし、スペースも問題ありませんので、そちらもそのように取り扱っていこうかと思います。

委員長 先ほど増田委員さんからもご指摘がありましたとおり、若い方を含めて幅広い市民の方にこのようなものがあるんですよと周知していただければ幸いに存じます。

委員長 ほかに何かございますか。

特にないようですのでこれをもちまして、議長の責務を終わらせていただきます。

委員のみなさまには、4か月、4回にわたる委員会で慎重審議を賜りまして、心より感謝申し上げます。

今後は、当条例が、市民が参画した最高法規として市政運営に随所で反映されることを切望いたすところでございます。

本日は、ご協力ありがとうございました。役目を解かせていただきます。

本日は、委員の皆様には活発なご意見等をいただき、ありがとうございました。

いただきましたご意見は、私どもこの自治基本条例が今後市民のみなさまに随所で使っ

第4回羽生市まちづくり自治基本条例委員会議事録

H27.1.16 市役所2階 201会議室

ていただけるように周知徹底を図っていきたいと考えておりますのでよろしくお願ひします。

それでは、これをもちまして、羽生市まちづくり自治基本条例の全日程を閉じさせていただきます。

4か月もの長き間ご協力いただきまして誠にありがとうございました。

閉会 午後2時25分